

令和6年度 大津市立日吉台小学校いじめ防止基本方針

はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、下記の教育目標のもと、5つのめざす子ども像を設定し、人権の合言葉として「笑顔満開」を掲げ取り組んでいます。

教 育 目 標

知・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましく生きぬく子どもの育成

めざす子ども像

- 1, ひとり立ちするやる気のある子ども
- 2, よく考え進んで学ぶ子ども
- 3, 自然や人を愛する子ども
- 4, だれとでも仲よく助け合う子ども
- 5, いつも明るくたくましくがんばる子ども

笑 顔 満 開

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

いじめから全ての児童を守るためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、すべての児童が安心して安全に学校生活を送ることができるように、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」）や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（以下「条例」）に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの「未然防止」および「早期発見」に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に「早期対処」すべく、いじめ問題に対する対策を進めます。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。

この基本理念に則り、日吉台小学校では、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・P. 3**
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
- 2 「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・P. 8**
 - (1) 役割
 - (2) 構成員
 - (3) 関係する校内委員会等との連携
 - (4) いじめ事案対応フロー図
 - (5) 拡大いじめ対策委員会
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・P. 9**
 - (1) 基本方針、年間計画の見直し
 - (2) 基本方針、年間計画の公開・説明
- 4 いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・P. 10**
- 5 その他（資料等）・・・・・・・・・・P. 12**

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

誰もが、いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そして、いじめは、どの子どもにも、どの学校、学級でも起こりうることを前提とし、全校児童を対象に未然防止の取り組みを進めていきます。そのため、いじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童が置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで丁寧に関わって「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」は以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できる態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、家庭、地域、その他の関係者が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや学級・学校づくりを行っていくことであると考えます。

学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童に「いじめは決して許されない行為である」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、児童の自主的・自治的な活動を支援し、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員の活動として、子どもたちが作成した本校人権標語「笑顔満開」と記したのぼり旗とたすきを掛けて、登校してくる子ども達に朝の挨拶をする。 ・いじめ防止啓発月間には、いじめ防止に向けての取り組みを委員会で計画し実行する。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・年度初めに、日吉台小学校の人権標語「笑顔満開」を達成するための各学級のめあてを立てて教室に掲示し、一年間取り組む。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家等によるいじめ問題に関する授業を行う。 ・12月に人権週間を設定し、人権標語を作ったり、全校集会を開いたりして人権について考える。
b	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・全校児童を対象に情報モラル教育を実施する。
c	相談することの大切さに関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談月間に行う面談前や学校スクールカウンセラーの紹介時に、相談することの重要性を伝える。
d	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・優しく思いやりのある温かい心を育む道徳教育の充実を図る。11月の参観授業では、全学年で「生命の尊さ」、「親切」「思いやり」等に関する道徳の授業を実施する。
e	自他ともに認め合う人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家等による人権教育に関する授業を行う。 ・12月初めの1週間を人権週間とし、人権に関係した授業や標語づくりに取り組む。12月に、笑顔満開集会をもち、人権に関わる活動や人権標語の発表を行う。
f	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的に学び合う授業への改善を行い、一人一人の子どもの考えや思いが大切にされる支持的な学級作りに取り組む。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・5・6年生を中心とした全校縦割り活動の企画・運営を年間通して実施する。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・いじめ防止基本方針について、ホームページで公開し、学校運営協議会等でも説明する。
b	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	・学校だよりを通して、子ども支援コーディネーターなど、学校の相談先を知らせ、相談の呼びかけを行う。
c	いじめ対策に関する校内研修の実施	・担任だけで抱え込まず、組織として適切な対応ができるように、いじめ事案の対応についての研修を行う。
d	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・いじめ防止基本方針の内容について共通理解するために研修を行う。 ・週1回、子どもについての情報交流会を持ち、全職員で共通理解を図る。いじめ事案については校内用紙に記録し、いじめ対策委員会の指導と助言にいかす。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、すべての大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から授業や休み時間、掃除時間等の児童の様子をしっかりと見守り、常に教職員間での情報共有を密にし、定期的に情報を共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会での対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃らいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校と家庭が緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・ 児童アンケートを毎月実施し、学校評価に関するアンケートを11月に実施する。
b	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・ 6月と10月に教育相談を実施し、児童一人ひとりと担任、または、児童の希望に応じて担任以外の教職員と話をする時間を持つ。 ・ 必要に応じてスクールカウンセラーにつなぐ。
c	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	・ 朝のあいさつ運動、下校時の見守り活動を校門で行う。 ・ 下校時に、教室から児童玄関まで担任が付き添い、児童玄関で担任が声をかけて送り出す。 ・ 休み時間や掃除の時間に、校内や運動場での児童の見守りを行う。
d	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・ コミュニティースクールの機能をいかし、地域、家庭、学校が連携する取組を進める。 ・ 学校だより、学年・学級だより、学校ホームページ等を通して、情報を発信する。 ・ 4月末と12月末に保護者との個別懇談会を実施し、指導にいかす。 ・ 7月と2月には、学級懇談会を実施し、家庭との連携・情報共有に努める。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	・ 週1回の定期開催を行い、記録を残す。いじめの疑い事案発生時には、速やかに「いじめ対策委員会」を開催する。 ・ 必要に応じて臨時的「いじめ対策委員会」を開催する。
b	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	・ いじめの疑いを把握した場合、子ども支援コーディネーター及び生徒指導担当教員、管理職に報告をする。報告を受けて、速やかにいじめ対策委員会を開いて対応方針を検討し、教育委員会に事案を報告する。

c	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に入学する児童に関する情報を保幼から得る。入学後、保幼小連絡会を行う。 ・年2回小中生徒指導連絡会を行う。
---	-----------------------	--

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見したり、本人からの訴えや保護者やまわりの児童等からの通報を受けたりした場合には、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報共有を図ると共に、指導方針等について検討し、速やかに対処します。聴き取りや指導の際には、被害を受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を守り通すと共に、被害児童の話を真摯に傾聴します。また、加害児童に対しても、速やかに事実確認を行い、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。また、インターネット上のいじめへの対処については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

事実確認及び指導内容の結果については、被害・加害児童の保護者に連絡すると共に、大津市教育委員会にも報告し、緊密な連携を図ります。

なお、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、いじめ行為が止まない時など、学校がいじめられている児童を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、心理、福祉、医療、司法等の専門家や警察署等関係機関に相談し、連携して対処を進めます。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	・いじめ対策委員会は、管理職、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、養護教諭、関係職員で組織し、事案の情報共有を行い、対応方針を決定する。
b	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	・事実確認、指導、事後の見守り、保護者連絡等、速やかに誠実に対応する。加害行為を行った背景を探り、課題の改善が必要な場合、それに向けた支援を行う。

c	インターネット上のいじめへの対応	・ 事実確認、指導、保護者連絡等、速やかに誠実に対応する。また、情報が拡散しないための手立て等を早期にとる。
d	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	・ いじめ対策委員会で重大事案と判断した場合は、大津市教育委員会と連携しながら、アンケート内容を協議し迅速かつ適切に実施する。
e	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	・ いじめ事案に関する文書を公文書として扱い、ロッカーに保管し、保存する。
f	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	・ いじめ事案対応の原則に基づき、加害、被害両者に学校が把握した事実及び指導内容等を伝え、今後の支援や対応について共有する。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、子ども支援コーディネーター（教務主任）、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

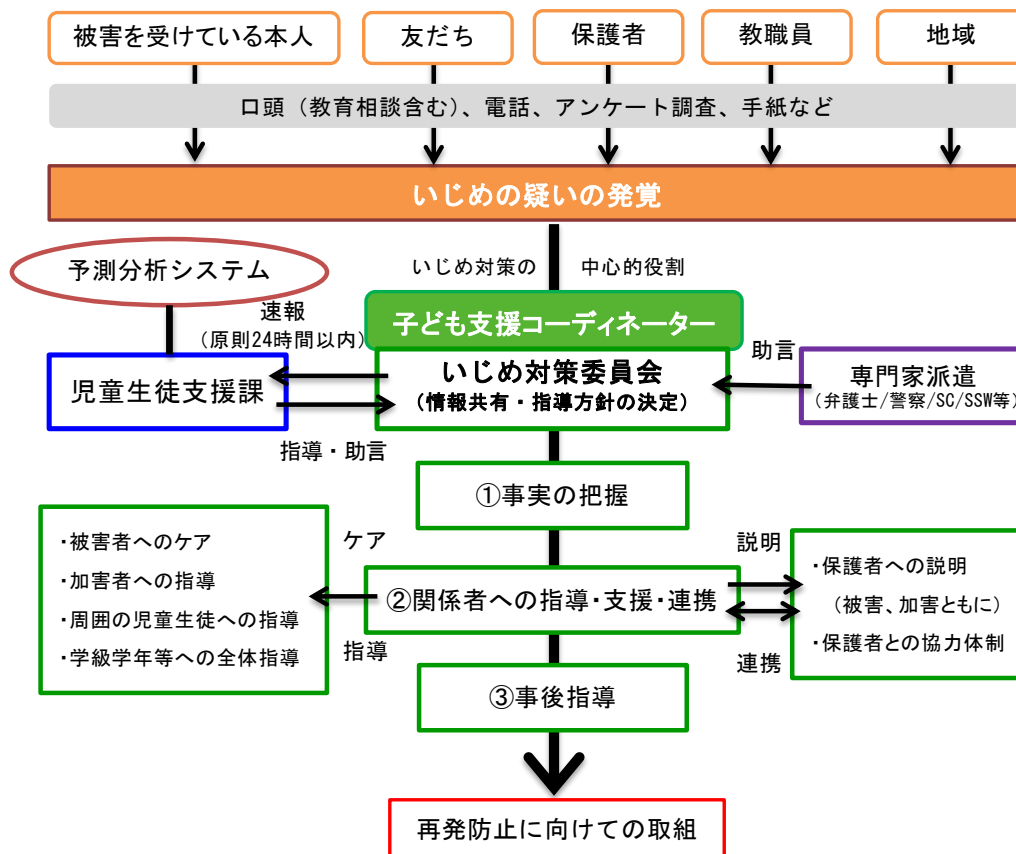
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、学ぶ力向上部会と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(5) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は、校長、教頭、子ども支援コーディネーター（教務主任）、生徒指導主任等の学校教職員の他、PTA 会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に天津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	個別懇談会 (②) 1年生を迎える会 (①) キラキラさんチェック (②)	・児童会中心の活動 ・いじめに関わる対応の研修
5	C・S 学校運営協議会 (④) 日吉学推会議 (①・④) 保幼小連絡会 (①・④) キラキラさんチェック (②)	
6	学習発表会 (①・④) 教育相談月間 (② ③) 児童会主体の朝のあいさつ運動 (①) 全校たてわり活動 (①) 学校公開 (④) 日吉学推会議 (①・④) 専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業 (①) キラキラさんチェック (②)	・学級での合唱や合奏、 総合学習の発表など ・高学年が中心のたてわり班での活動
7	スマホ・ケータイ安全教室 (①) 学級懇談会 (④) 子どもを語る会 (①)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④) 日吉学推会議研修会 (①) C・S 学校運営協議会 (④)	
9	キラキラさんチェック (②)	
10	C・S 学校運営協議会 (④) キラキラさんチェック (②)	

1 1	校内たてわり活動 (①) 児童会主体の朝のあいさつ運動 (①) 道徳授業参観 (①) 日吉学推会議 (①) キラキラさんチェック (②)	・高学年が中心のたてわり班での校内での活動 ・道徳の授業参観の実施
1 2	笑顔満開集会 (①) 個別懇談会 (④)	・児童会によるいじめや人権について考える集会
1	キラキラさんチェック (②) 子どもを語る会 (①)	
2	学級懇談会 (④) 小中連絡会 (①・④) 日吉学推会議 (①) C・S 学校運営協議会 (④) キラキラさんチェック (②)	
3	卒業を祝う週間 (①) 保幼小連絡会 (①・④)	・5年生主体による卒業生への感謝の気持ちを表す活動
年間を通じて	校門前での登下校指導 (①・②) 下駄箱チェック (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③) 清掃指導 (①・②) スクールカウンセラーの相談活動 (②・③) 生徒指導部会 (①・②・④) 職員会議 (児童理解) (①・②・③)	・児童会の運営委員会中心に「三重丸のあいさつ」「自分から、元気に、笑顔で」を目標に活動する。

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他（資料等）

日吉台小学校「いじめ防止対策」について

1. はじめに

【いじめの定義】（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

・「令和5年度大津市立日吉台小学校いじめ防止基本方針」に則って取り組む。

◆「令和5年度大津市立日吉台小学校いじめ防止基本方針」の内容について、職員全員が共通理解を行って対応を進めていく。

2. いじめ防止のための取り組み

①いじめの未然防止

- ・一人ひとりの良さや違いを認め合う、温かな学級集団づくりに努める。
- ・年度当初に、学級で「笑顔満開」を達成するための「めあて」を立てて掲示し、一年間取り組む。
- ・児童会を主体とした活動の推進を図る。
- ・いじめ防止啓発月間（6月、10月）
 - *教育相談月間・・・担任が一人一人の子どもと面談。
 - *人権学習（12月）・・・人権についての標語作り、「笑顔満開集会」の実施
- ・道徳教育（11月 道徳参観）、人権教育の推進。
- ・SNSに係るトラブル防止の出前授業の実施。
- ・週1回、子どもについての「情報交流会」を持つ。

〈目的〉

定期的に各学級の子どもについて情報共有及び共通理解を行い、全職員で連携し、組織的に子どもの様子を見守り支援していく。

②いじめの早期発見

- 月末児童アンケート「キラキラさんチェック」を実施。
 - * 月末最終月曜日に実施。
 - ◆ 対応の必要な記述があれば、速やかに組織対応を図る。
 - * 実施後、複数の教師で内容を確認（担任・管理職・子ども支援コーディネーター・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭）
- いじめの疑いがある場合は、速やかに子ども支援コーディネーター、管理職に報告。
いじめ対策委員会をもち、組織対応を行う。

③いじめへの対処

- いじめ事案発生時には、速やかにいじめ対策委員会（管理職、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、関係職員）をもち、組織対応を行う。（*「いじめ事案対応フロー図参照」）
- 事実確認した内容と指導内容等について被害側・加害側両者の保護者に報告し、家庭での見守り及び指導協力を依頼し、連携を図る。
- 大津市教育委員会にも報告を行い、連携を図る。
- 再発防止に向けて、継続して被害児童と加害児童の関係性を見守る。

